

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により、令和2年5月20日～27日理事より提出された令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

令和2年6月23日

和歌山県農業共済組合

代 表 監 事	清 水	肇
監 事	瀬 藤	祝 夫
監 事	田 伏	淳 二